

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 離婚に伴う財産分与

Q : 妻と協議離婚することになりました。財産分与として別荘(建物及びその敷地)を妻に渡すことにしましたが、すると、知人から、私に税金がかかってくるのではありませんか。財産をもらう方に税金がかかるのなら理解できますが、財産を無償で渡す私に課税されるというのは、本当でしょうか。

A : 離婚に基づく財産分与は、譲渡所得に該当します。

【解説】

離婚した夫婦の一方は、協議離婚の場合であろうと、あるいは裁判上の離婚であろうと相手方に対し財産分与を請求することができることになっています。すなわち、離婚した一方は財産分与請求権があり、相手方は財産を分与する債務があるといえます。

離婚に際し、土地や家屋などの譲渡所得の基因となる資産によって財産分与が行われると、これにより財産分与債務が消滅することになり、消滅した債務の額を対価として資産を有償譲渡したことになります。

したがって、ご質問の場合も譲渡所得として所得税が課税されることになります。この財産分与による譲渡所得の収入金額は、分与時の時価(通常売買される価額)に相当する金額となります。

ちなみに、財産分与を受けた者のその財産の取得日は財産分与された日となり、また、取得価額は分与された時の時価(財産分与した者の譲渡所得の収入金額と同じです)となります。

